

湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ

第79回国民スポーツ大会

2025

de 愛広場（草津市）



おにゅう峠（高島市）



伊勢遺跡（守山市）



喜楽長（東近江市）



草津宿本陣（草津市）



大風会館（東近江市）



第2なぎさ公園（守山市）



白鬚神社（高島市）



JAPAN
GAMES



ソフトボール競技会

令和7年9月29日🌕から10月1日🌕まで

■主催 公益財団法人日本スポーツ協会 / 文部科学省 / 滋賀県
公益財団法人日本ソフトボール協会 / 東近江市 / 高島市 / 草津市 / 守山市

国民スポーツ大会



国民スポーツ大会(国スポ)は、広く国民の間にスポーツを普及し国民の体力向上を図るとともに、地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与することを目的として、毎年開催される国内最大の総合スポーツ大会です。

都道府県対抗で行われる正式競技・特別競技・公開競技のほか、年齢・性別・障害のあるなしを問わず、誰もが参加することができるデモンストラティオンスポーツが実施されます。

第79回国民スポーツ大会

大会愛称

わたSHIGA輝く国スポ

選手、ボランティアをはじめ、滋賀県で開催するこの大会に関わるすべての人が、様々な場面で主役として光り輝き、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指します。

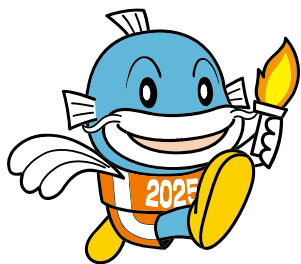
大会スローガン

湖国の感動 未来へつなぐ

「琵琶湖」を擁する湖国滋賀で生まれた感動が、この大会に関わるすべての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれるようにとの願いが込められています。

大会マスコットキャラクター

琵琶湖に生息する固有種「ビワコオオナマズ」をモチーフにしたキャラクターです。



■ キャットフィー

どんくさいわりにチャレンジ精神が旺盛で何事にも一生懸命。子ども好きで人を楽しませることが大好きです。



■ チャットフィー

「キャットフィー」の幼なじみで、昔から仲の良い友達です。泳ぐことは得意ですが、陸のスポーツは少し苦手で「キャットフィー」に教えてもらっています。

「キャットフィー」と「チャットフィー」を合わせて「キャッチ」。人の心をキャッチする、という意味が込められています。

目 次

大会会長 あいさつ	1
文部科学大臣 あいさつ	2
公益財団法人日本ソフトボール協会会長 あいさつ	3
滋賀県知事 歓迎のことば	4
東近江市長 歓迎のことば	5
高島市長 歓迎のことば	6
草津市長 歓迎のことば	7
守山市長 歓迎のことば	8
滋賀県ソフトボール協会会長 歓迎のことば	9
国民スポーツ大会天皇杯・皇后杯授与規程	10
国民スポーツ大会会長トロフィー授与規程	11
大会役員	12
競技会役員	16
競技役員	20
競技補助員・競技会係員・競技会補助員	24
協力機関・団体等	25
総則	27
ソフトボール競技 実施要項	46
式典次第	51
競技日程・組合せ表	52
ソフトボール競技の見方	56
都道府県別参加数一覧表	62
選手名簿（成年男子）	63
選手名簿（成年女子）	71
選手名簿（少年男子）	79
選手名簿（少年女子）	87
競技成績採点方法	95
総合成績（天皇杯・皇后杯）一覧表	96

年次別成績一覧表	97
得点経過記入表	100
会場配置図（東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド）	102
会場配置図（高島市今津総合運動公園第1グラウンド・第2グラウンド）	104
会場配置図（草津市立野村運動公園グラウンド）	107
会場配置図（守山市民球場・守山市民運動公園ソフトボール場）	109
会場案内図（東近江市周辺）	112
会場案内図（高島市周辺）	114
会場案内図（草津市周辺）	115
会場案内図（守山市周辺）	117
関係機関電話番号一覧	119



あいさつ



公益財団法人日本スポーツ協会

会長 えん 遠 どう 藤 とし 利 あき 明

約400万年の歴史を持つ日本最大で最古の湖である琵琶湖を中心に雄大な風景が広がり、古くから日本の文化や経済の先進地として栄えたここ滋賀県において、第79回国民スポーツ大会が開催されますことは、誠に喜ばしい限りです。

大会愛称である「わた SHIGA 輝く国スポ」のとおり、大会に関わる全ての方々が主役となり、光り輝くことができる大会となることを願っております。

スポーツは、目標に向かっての努力と達成感、そして観戦する人をワクワクさせ、楽しく、心を動かすものであるからこそ、人々を、社会を元気にする力を持ちます。

本年6月、14年ぶりに改正されたスポーツ基本法では、スポーツを「する」「みる」「ささえる」に加え、「集まる」「つながる」として明示されています。

厳しい予選を勝ち抜き、郷土の代表として集まったアスリートの皆様には、フェアプレーを通じて友情を深め、つながり、スポーツが楽しいものであることを体現いただき、開催地の皆様とも交流を深め、全国にスポーツの力と滋賀県の魅力を発信する伝道者になっていただければ幸いです。

さて、昭和21(1946)年にスタートした「国民体育大会」は、昨年「国民スポーツ大会」へ名称を変えて新たなスタートを切るなど、大きな変革期にあります。

日本スポーツ協会では、本年3月、「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」から示された「提言」に基づき、国民の皆様がこれまで以上にワクワクし持続可能な魅力ある大会となるよう、様々な改革に取り組んでいくこととしています。

結びに、本大会の開催にあたり、長年諸準備にご尽力いただきました、地元滋賀県をはじめ関係の皆様方のご支援、ご協力に対し心から深く感謝申し上げます。

あいさつ



文 部 科 学 大 臣

あ べ とし こ 俊 子

天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、ここ滋賀県において第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」が盛大に開催されますことを、誠に喜ばしく存じます。

滋賀県は、日本最大の湖である「琵琶湖」、四季折々の表情を見せる「伊吹山」等、美しく彩りある豊かな自然の魅力にあふれ、世界文化遺産である「比叡山延暦寺」や国宝「彦根城」等、歴史と文化が息づく県です。

昭和56年のびわこ国体以来44年ぶりの滋賀県での開催となり、「湖国の感動 未来へつなぐ」をスローガンに、県全域を舞台に熱戦が繰り広げられます。

また、本大会は、様々な場面で環境に配慮した取組を行い、スポーツの力を活用し、持続可能な社会づくりに貢献していくすばらしい大会となっています。「わたSHIGA輝く国スポ」が、国民に夢と感動、連帯感を共有できる大会、また、開催地である滋賀県の活性化に資する大会となりますことを心から願っております。

郷土の代表として参加される選手の皆さんが、これまで積み重ねてこられた練習の成果を思う存分発揮され、我が国の国際競技力の向上が図られるとともに、この機会に全国の仲間や滋賀県民の皆さんとの交流の輪を広げられ、思い出に残る大会となりますことを期待しております。

昨年度は、パリオリンピック・パラリンピック競技大会が、今年度は東京2025世界陸上競技選手権大会、第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025、ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、国民のスポーツへの関心はますます高まっているところです。

文部科学省としましても、アスリートや子供たちの活動の機会を確保し、スポーツの持つ力やすばらしさが社会の活力につながるよう関係の皆様と一丸となって取組を進めてまいります。

結びに、「わたSHIGA輝く国スポ」の開催に当たり御尽力いただいた地元滋賀県、会場となる各市町をはじめとする関係の皆様の御支援、御協力に対し、心から敬意と感謝の意を表しまして、御挨拶いたします。

令和7年7月31日



あいさつ



公益財団法人日本ソフトボール協会

会長 ^{まし} 島 ^{しま} か れ ん

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025が開催され、第79回国民スポーツ大会ソフトボール競技を、ここ滋賀県東近江市・高島市・草津市・守山市におきまして盛大に実施できますこと、誠に喜ばしく、ご尽力いただきました皆様に感謝申し上げます。

1946年より77年にわたり親しまれた国民体育大会が、スポーツの価値を世界の人々と分かち合い、世界各国と協調していくことを背景に法改正が行われました。昨年のSAGA2024大会より「国民スポーツ大会」となり、今回のわたSHIGA輝く国スポが2回目の大会となります。長い歴史を共に歩んだ「体育」が、更なる価値を創造することで「スポーツ」だからこそ生み出せる、様々な取組が行われていくことが期待されています。今年もこうして開催できることは、多くの方々のお力添えのおかげであり、改めまして厚く御礼申し上げます。

そして、各地区の厳しい予選を勝ち抜かれ、郷土の代表として出場された監督・選手の皆様、ご出場おめでとうございませう。心からお祝い申し上げます。国民スポーツ大会は、英語で「JAPAN GAMES」と表記しますが、まさに日本最高峰の大会として、全国のトップアスリートがここ滋賀県へ一堂に集う大会です。自らの限界に挑み、それをも楽しみ、更なる飛躍へとつなげていく事が、体育では辿りつけないスポーツの魅力かもしれません。これまで練習を重ねてこられた成果をいかに発揮されますことを願っております。加えて、全国から同じ思いを持つ者同士が集う場です。同志や地元の皆様方と交流の輪を広げていただけると嬉しいです。有意義で思い出に残る大会となりますよう祈念しております。

ソフトボールは全国各地に組織やチームがあり、年齢層も子どもから大人まで幅広く、まさに国民的スポーツです。世界で戦うアスリートから小さい子どもにまで愛されるスポーツとして、より一層競技の裾野を広げながら、ファンを増やしていきたいと思っておりますので、今後とも応援をお願いいたします。

チームの皆様方のみならず、ご来場される方々、大会運営をお手伝いくださる皆様におかれましても、水分補給や休息を十分に取り、体調管理やコンディショニングづくりには十分注意いただきながら、ソフトボールのプレーをお楽しみいただければと存じます。

結びに、日頃からご指導いただいております公益財団法人日本スポーツ協会をはじめ、開催に向けて諸準備を進めてくださいました、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会、並びに東近江市・高島市・草津市・守山市の各実行委員会、多くの関係の皆様方に心より感謝の意を表しまして、ひとこと挨拶とさせていただきます。

歓迎のことば



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会会長

滋賀県知事 み か づき たい ぞう
三 日 月 大 造

天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、全国から選手・役員の皆様をはじめ多くの方々をお迎えし、ここ滋賀県において「わた SHIGA 輝く国スポ」を開催できますことは、この上ない喜びであり、県民を代表して心から歓迎申し上げます。

また、本大会の開催にあたり多大な御支援と御協力を賜りました関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

本大会は、「湖国の感動 未来へつなぐ」をスローガンに掲げ、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、すべての人が様々な場面で主役として光り輝くとともに、大会を通じて湖国滋賀で生まれた夢や感動、連帯感が、大会に関わるすべての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれることを目指しています。

大会における共生社会の実現に向けた取組や環境配慮の実践、さらには心のこもったおもてなしなど、長年培ってきた滋賀ならではの視点により、みんなが輝く大会にしたいと考えております。

本県は、我が国最大の湖である琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史を有するとともに、先人が人と人、人と自然のつながりの中で育んできた文化が今も脈々と息づいています。是非、滋賀のリズムに触れていただき、心のリズムを整え、本県での滞在を楽しんでください。

選手の皆様方におかれましては、日頃の練習の成果を存分に発揮されますとともに、地域をこえた交流に触れ、本大会を思い出に残る素晴らしい大会にしたいと存じます。

結びに、本大会に関わる皆様の御健勝と御多幸を心から祈念申し上げ、歓迎のことばいたします。



歓迎のことば



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ

東近江市実行委員会会長

東近江市長 ^お小 ^{ぐら}棕 ^{まさ}正 ^{きよ}清

第 79 回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」ソフトボール競技会（成年男子）を東近江市で開催できますことを嬉しく思います。また、全国から来場されます選手・監督をはじめとするチーム関係者の皆様、これから繰り広げられる熱戦を楽しみに御来場いただく観客の皆様に市を代表して心から歓迎の意を表します。

東近江市は、滋賀県の南東部に位置し、鈴鹿の山々から琵琶湖までが一つの市域となった「森・里・川・湖」の多様性のある自然の上に、千年を超える歴史、文化、伝統が息づくまちです。この豊かな自然と地域で育まれた特産品として、「近江米」や「近江牛」などがあり、日本経済の礎を築いた「近江商人」、ろくろ技術を全国に広めた「木地師」の発祥の地として知られています。この機会に東近江市の多彩な魅力に触れていただき、大会終了後にも再び東近江市へお越しいただければ幸いです。

さて、ソフトボール競技は、昭和 56 年第 36 回大会でも当市で開催しており、実に 44 年ぶりに再びあの感動が蘇ってきます。各ブロックの厳しい予選を勝ち上がり、栄えある郷土の代表として本大会に出場される選手の皆様におかれましては、日頃の練習の成果を存分に発揮され、観覧する者全てを魅了していただけるものと楽しみにしています。また、全国からお越しになる皆様をはじめ、多くの市民が喜びと感動にあふれる、心に残る大会となるよう準備を進めてまいりました。この大会を通じて観覧される多くの皆様がトップレベルの選手のプレーを肌で感じ、刺激を受けることで競技の普及と次世代選手の育成に繋がることを期待しております。

結びに、今大会の開催に御尽力いただきました関係者の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、大会の成功と選手の皆様の御健闘を心からお祈り申し上げ、歓迎のことばといたします。

歓迎のことば



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ

高島市実行委員会会長

高島市長 ^{いま} 今 ^き 城 ^{かつ} 克 ^{のぶ} 啓

第 79 回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」ソフトボール競技会を、全国から多くの選手・監督をはじめ、大会関係者の皆様を高島市にお迎えし開催できますことは、誠に光栄であり市民を代表いたしまして、心から歓迎申し上げます。

高島市は滋賀県の北西部に位置し、東は琵琶湖、西に森林や里山が広がり、古来より京阪神と北陸を結ぶ交通の要衝として栄え、豊かな森林から流れ出る水は琵琶湖の 3 分の 1 を占める水源を有する地域であります。メタセコイア並木をはじめ全国の百選に 13 カ所選出された風光明媚な自然景観を有し、近江牛や近江米などの特産品の生産をはじめ、発酵食の鮎寿司、日本酒など古来の文化が色濃く残っています。選手ならびに関係者の皆様には、ぜひこの機会に本市の魅力にも触れていただければ幸いに存じます。

さて、いよいよ、昭和 56 年の第 36 回国民体育大会「びわこ国体」以来、44 年ぶりとなる「わた SHIGA 輝く国スポ」が開催されます。本市では、デモンストレーションスポーツの里湖で地域を結ぶウォーキングを皮切りに、ウェイトリフティング、ソフトボール（成年女子）および銃剣道の正式競技に加え、特別競技である高等学校野球（軟式）が行われます。今大会が競技への関心を高め、本市におけるスポーツ振興を図る上でも大変意義深いものとして、今後も地域に根付いていくものとなりますことに大きな期待を寄せております。選手の皆様には、日頃の練習の成果を遺憾なく発揮され、最良の結果がもたらされるとともに、お互いの親睦や交流を深めるすばらしい大会となることを願っております。

結びになりましたが、本大会の開催にあたりご尽力いただきました関係者の皆様に深甚なる敬意と感謝の意を表しますとともに、選手の皆様のご活躍と本大会の成功を心からご祈念申し上げます、歓迎のことばといたします。



歓迎のことば



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ

草津市実行委員会会長

草津市長 ^{はし}橋 ^{かわ}川 ^{わたる}渉

第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」ソフトボール競技が、ここ草津市で開催できますことを大変嬉しく思いますとともに、全国各地からお越しの多くの選手や監督、関係者の皆様を心より歓迎申し上げます。

「わた SHIGA 輝く国スポ」は、昭和56年に開催された第36回国民体育大会「びわこ国体」以来、44年ぶり2回目の開催となり、草津市ではソフトボール競技をはじめとする5競技8種目の正式競技を行います。

今回の少年男子の競技会場である草津市立野村運動公園グラウンドは、「びわこ国体」でもソフトボールの競技会場として利用された会場であり、今大会においても44年前と同様に、白熱した戦いを身近で観戦できることを嬉しく思います。

ソフトボールは、7回終了時点で得点の多いチームが勝利するゲームで、コンパクトなフィールドサイズにより、初めて観戦される方でも、迫力のあるスピーディーなプレーとスリリングな展開が楽しめる競技です。

全国から訪れる多くの方々を心のこもったおもてなしで温かくお迎えするとともに、夢や感動、連帯感を共有できる大会となるよう、市民総参加で準備を進めてまいりました。

選手の皆様には、日頃の練習の成果を存分に発揮していただくとともに、多くの人に勇気や感動を与え、ソフトボール競技の魅力を伝えていただくことを期待しています。

草津市は、古くから東海道と中山道が分岐・合流する宿場町として、また交通の要衝として栄えており、当時の面影を残す貴重な史跡である「草津宿本陣」や、一年を通して数多くのスイレンの花を觀賞いただける「水生植物公園みずの森」、草津市の新しい観光スポットとして天井川であった廃川敷地を整備した、一年を通して四季折々の花が咲いている「草津川跡地公園」などにもお立ち寄りいただけると幸いです。

結びに、本大会の開催にあたり、多大なる御尽力を賜りました関係者の皆様に深く感謝申し上げますとともに、本大会の御成功と選手の皆様の御健闘を祈念いたしまして、歓迎のことばとさせていただきます。

歓迎のこ ば



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ

守山市実行委員会会長

守山市長 ^{もり}森 ^{なか}中 ^{たか}高 ^{ふみ}史

第 79 回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」のソフトボール競技（少年女子）が、この守山市において、全国各地から選手、監督および大会関係者の皆さまをお迎えし、盛大に開催できることは大変喜ばしく、守山市民を代表いたしまして、心から歓迎申し上げます。

本市において、正式競技はサッカー、バレーボール、ソフトボール、軟式野球の 4 競技を実施いたしますが、大会の成功と来場者の皆さまに心を込めた最高のおもてなしをお届けできるよう、これまで市全体で一丸となって準備を進めてまいりました。

本大会が選手の皆様にとって、日頃の練習の成果と、鍛え上げられた力と技を存分に発揮する機会になるとともに、選手同士の交流や絆が生まれ、全ての来場者の皆さまにとって心に残る大会となりますことを願っております。

守山市では、『『誰もが』『どこでも』『いつまでも』レッツスポーツ！～『健康元気なまち』をめざして～』をスローガンとして掲げ、子どもの外遊びの推進や働き世代・子育て世代の運動習慣づくり、高齢者の生きがいづくり等に力を入れております。

また、春は桜、夏はホタル、秋はコスモス、冬は菜の花といった自然環境に恵まれたのどかな田園都市で、かつて中山道の宿場町として栄えた街並みが現在も残っています。特に滋賀県が誇る琵琶湖の眺望が素晴らしく、第 2 なぎさ公園には「琵琶湖サイクリストの聖地碑」や「BIWAKO モニュメント」があり、ナショナルサイクルルートにも指定されている琵琶湖一周サイクリング「ビワイチ」の定番の記念撮影スポットとなっております。他にも自然豊かな公園や農産物直売所「おうみんち」、温浴施設など多数の観光施設がございますので、この機会に是非お立ち寄りください。

結びに、本大会の開催にあたり多大なるご尽力を賜りました関係者の皆様に深く感謝申し上げますとともに、本大会の成功と選手の皆様のご健闘を祈念いたします。



歓迎のことば



滋賀県ソフトボール協会

会長 にし 西 むら 村 たか 高 し 司

わたSHIGA輝く国民スポーツ大会ソフトボール競技会に、近江の国滋賀県高島市・草津市・守山市・東近江市の4市に全国各地のブロック予選を勝ち抜かれたチームの皆様や関係者の方々をお迎えできることは、この上ない喜びであり、大変光栄に思い、心より歓迎いたします。本県での国民スポーツ大会開催は、1981年びわこ国体以来44年ぶりとなり、本県ソフトボール協会関係者をはじめ、滋賀県民が皆様とお出会い出来ることを楽しみにしてまいりました。

ソフトボール競技は、健康の維持・向上に男女を問わず子どもから高齢者まで楽しめる素晴らしいスポーツです。そんなソフトボール愛好者の中でも、本大会に出場される皆様は、特に優れた技術や精神力をお持ちの方ばかりです。選手の皆様には、日頃の練習の成果を思う存分に発揮され、素晴らしい試合が展開されますことを期待申し上げますとともに、大会を通して他県選手との交流を深められ、思い出深い大会になりますことを願っております。

また、将来、各自の技術向上により励まれることはもちろんですが、同時にソフトボール競技の魅力や楽しさを全国各地に伝えていただき、底辺拡大や競技力向上にも取り組んでもらえることを期待しております。

本県のソフトボール競技レベルは、全国的に優れているとは言えない状態ではありますが、この大会で繰り広げられる全国トップアスリートの皆様方のプレーや競技への取り組み姿勢等を脳裏に焼き付け、この大会を大きなきっかけとして、近い将来、全国上位のソフトボール地域に肩を並べられるよう大きく成長することと思います。

結びになりますが、本大会開催にあたりご尽力をいただきました公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本ソフトボール協会をはじめ、多くの方々のご尽力に改めて深く敬意を表しますとともに、本大会の成功と参加される皆さま方のご健闘をご祈念申し上げ、歓迎のことばといたします。



天皇杯

皇后杯

国民スポーツ大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 国民スポーツ大会開催基準要項第11項に基づき、天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

第4条 本規程の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

平成22年3月17日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

令和6年1月1日一部改定



大会会長トロフィー

国民スポーツ大会会長トロフィー授与規程

- 第1条 国民スポーツ大会開催基準要項第11項に基づき、国民スポーツ大会会長トロフィー(以下「大会会長トロフィー」という。)は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。
- 2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。
- 第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。
- 第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。
- (1) 責任をもって保管する。
 - (2) 破損、紛失等の場合は当該都道府県の責任とする。
 - (3) 優勝の刻印を次回大会までに行なうものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。
 - (4) 公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。
- 第4条 本規程の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。
- 附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定
昭和45年1月22日一部改定
昭和48年7月10日一部改定
昭和54年5月9日一部改定
平成17年6月16日一部改定
本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。
平成30年4月1日一部改定
令和6年1月1日一部改定

大会役員

2025年7月31日現在
(順不同・敬称略)

名誉会長	あ べ 俊 子				
会 長	遠 藤 利 明				
副 会 長	益 子 直 美	田 中 不 二 夫	三 宮 恵 利 子	森 岡 裕 策	
	室 伏 広 治	三 日 月 大 造	河 本 英 典		
顧 問	伊 藤 雅 俊	森 喜 朗	橋 本 聖 子	安 西 孝 之	
	岡 崎 助 一	越 川 均	坂 元 要	勝 田 隆	
	室 伏 由 佳	村 松 さ や か	湯 川 和 之	植 田 実	
	櫻 井 由 香	鹿 島 丈 博	吉 岡 成 子	石 井 砂 織	
	笠 師 久 美 子	飯 塚 悟	久 保 正 美	浦 美 奈 子	
	木 平 芳 定	中 嶋 実	小 寺 洋	桐 木 陽 子	
	旗 生 康 之	池 田 め ぐ み	工 藤 保 子	久 保 直 生	
	藤 田 裕 司	藤 原 誠	室 城 信 之	金 子 日 出 澄	
	貝 瀬 智 洋	森 晃	土 橋 登 志 久	石 丸 元 国	
	多 氣 洋 平	井 崎 洋 志	鬼 頭 有 紀 子	長 谷 川 洋 子	
	吉 田 長 寿	齋 木 尚 子	多 賀 恒 雄	安 藤 淳	
	上 治 丈 太 郎	湧 永 寛 仁	上 原 絵 美	佐 藤 健 司	
	馬 場 美 香	山 口 宏	南 和 文	宮 永 美 寿 津	
	千 田 健 一	中 里 壮 也	岡 本 友 章	大 野 淳	
	加 藤 出	田 村 恒 彦	蒔 田 実	山 崎 勝 洋	
	浅 見 敬 子	山 口 徹 正	田 中 伸 周	村 田 利 衛	
	建 部 彰 弘	市 野 保 己	丸 石 博	中 村 ゆ り 子	
	齋 藤 良 太 郎	谷 田 部 和 彦	木 村 博 美	井 上 弘	
	今 川 啓 一	近 藤 重 和	池 谷 正 成	大 澤 明 美	
	古 城 資 久	小 野 賢 二	園 山 和 夫	中 山 俊 行	
	田 中 徹 文	知 念 か お る	出 口 弘 之	田 邊 哲 人	
	城 門 政 文	前 川 恵	上 杉 晃 央	布 村 幸 彦	
	茂 野 直 久	生 島 典 明	大 沢 陽 子	谷 藤 節 雄	
	熊 谷 幸 一	千 葉 玲 佳	奥 山 雅 信	酒 井 祐 一	
	藤 田 知 巳	北 條 俊 明	田 子 昌 之	新 井 彰	
	山 崎 成 夫	塩 見 清 仁	田 名 部 高 雄	井 出 仁	
	今 西 博 一	中 村 宏 平	松 本 智 広	森 山 喜 博	
	南 部 則 雄	福 永 秀 樹	高 橋 繁 浩	山 本 健 次	
	増 田 和 伯	猪 飼 敏 之	山 本 誠 三	松 本 恭 幸	
	船 田 一 彦	奥 田 晃	横 尾 英 治	小 西 慎 太 郎	



近藤大寺金茂大こ目伊有坂藤砂豊村町番寶鶴福山馳田西宮苅大甲玉	藤中本原菅澤城里岡やり片藤森田岡田井田匠田有富本口脇崎田塚斐城井狩川井	幸稔武格朗司孝邦毅孝史悟勉子一志治男満男一郎馨司一博浩隆俊泉英男博デ圭辰泰昭	堂馬小岩川宇山赤浅嘉斎村草鈴三金千永大久荒吉遠岡杉中高林村服麻大今奥川	本越柳元上津木口松野田藤井野木須屋丸谷野保川藤田谷橋岡部生杉江村島	美希彦成弘子健行紀アレックス聖大地泰文室喜一郎素裕美祐伸達多加知昭嗣誠益住政芳隆	河青辛平佐菊武增有北武北杉宮仲富安中真世丹小北大花高齋丸後山日赤井崎東村	村木良藤部子野村浦本間山道村砂耕羽谷野村藤山口隈井崎東村	祐章秀朝廣幸一新宏子英英人靖也明二威成樹也士裕世剛章彦也純義郎康和英浩彦也和史	渡城宮藤奈小野矢上小宮小永深川馬河牧土笹岩達大熊新阿伊池越榎大塩有	邊戸成原良林中野寺本椋浜澤合場田島川城増井谷田部藤田宗田石田	浩英康正久中野賢一裕和正明祐俊益正かれん雅善光拓和俊八守歳誠孝賢康	三敏蔵樹隆美厚彦一郎雄宏清子二弘也人弘英也彦人朗一恭也昌實吾一俊人一人
--------------------------------	-------------------------------------	--	-------------------------------------	-----------------------------------	--	--------------------------------------	------------------------------	---	-----------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------

参 与

九里学	桑野仁	駒井千代	佐口佳恵
重田剛	柴田栄一	柴田清行	清水鉄次
清水ひとみ	白井幸則	周防清二	菅沼利紀
田中英樹	田中誠	田中松太郎	谷成隆子
谷口典隆	富波義明	中川雅史	中沢啓子
中山和行	野田武宏	節木三千代	本田秀樹
村上元庸	木沢成一	森重重則	東村早苗
岸本織江	土井真一	窪田知子	野村早苗
塚本晃弘	森中和	園田三恵也	松田千忠
東郷寛彦	中村守人	中田佳恵	山田吹信
奥山光一	岡田暁子	中田隆義	伊保田純二
白井稔史	藤原久晃	正原陽一	北川西裕
小林雅司	池内一成	浅見宣健	小西永航
佐藤健渉	田島高史	竹村克啓	岩永純二
橋本直樹	森浦加代子	今城国和	角田本昌
堀江博良	西田善夫	有村津堂	寺堤村昌
久保祥二郎	藤田良夫	甲藤智昭	野武山本
高倉正志一	涌井義伸	岸金田貴司	武山上西
山本真也	竹林幸太	山川戸良恒	田畑太忠
杉圓泰成	石井とし子	三木智哉	市川千恵子
高橋健太郎	草野弘孝	佐野美智子	太田千恵子
赤井弘浩	大西孝雄	崎山睦弘	
山本史昭	田中秀和	辻野英弘	加藤光国
岩永敬子	稲垣博道	笠松田基子	三ヶ田礼一
菅原哲裕	吉田崇誠	出崎内慎大	宇山野榮次
熊谷利彦	佐藤弘和	田小澤島政弘	佐野博
江橋千晴	加藤和治	西吉村崇義	
青木克憲	安高聖一	吉栗原奥	若月等
平野了夫	高橋幸洋	品田裕司	細野光史
松本康夫	福士幸裕		濱野勉
渡邊圭太郎	佐久間裕司		

委員長
副委員長
総務委員

委員



寺中鈴田菅渡井吉金政寺南門加太金村杉高松久笠吉高須東井竹寺	澤梶木口原辺本由美子航佑久仁雄真貴達美健守和康賢瑞勇義俊雅通	淳則広祐幸雄亘裕大介裕樹美人也紀二正成行一郎洋司人哲勝巳之	黒安川平高三関杉野坊田池清鈴新高井藤吉松高尾横遠角酒今松荒綾	川藤口井橋井根本口百遥佳直木野保澤田本田鷺山藤田井後井木部	重正宏治昇千明好友百遥佳直正克隆宗綾孝一美信真雅元健吉	男美巖治昇壽子二里花大子敦規暢行司浩子行成和哉司洋彦守治也	舟加岸長鈴中東品小河宇横高瀬岩戒林曾中田辻松山千柄碓沼吉平	喜藤田川南木山野治原高井谷埜田我嶋口岡山元葉澤井田岡江	信憲剛哲信二三眞恵百弘和尙直由剛純新英度尚雅宏守直公	生二潔之生吾子映広昭紀男史里学也幸良史也之稔弘彦一	高宮岡西衛山越川富田近沼見大深児稻木前河前濱宮菅竹武田刈黒	野川泉原藤中前口澤口藤波田貫谷玉葉原田口田本城間内田部谷木	修輔茂司輔史司三也紀潤紀輔紀香伸也博史朗宏人晃和巳衛門孝一郎
-------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	-----------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-----------------------------	----------------------------	---------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------

競技会役員

(順不同・敬称略)

名誉会長	小 椋 正 清	今 城 克 啓	橋 川 渉	森 中 高 史
会 長	牧 島 かれん			
副 会 長	宇津木 妙 子	伊 東 秀 仁	宇津木 麗 華	西 村 高 司
	久 保 九二雄	山 本 成 靖	伊 藤 隆 樹	赤 水 新 次
	奥 村 芳 正	岩 城 弘 宜	森 貴 尉	長谷川 倫 人
顧 問	山 崎 拓	三 宅 豊	長 勢 甚 遠	藤 森 友 義
	松 山 正 治	土 江 和 良	久 保 源 治	尾 崎 正 則
	笹 田 嘉 雄	高 橋 清 生	竹 島 正 隆	木 本 由 孝
	沼 澤 憲 三	武 田 平 八	後 藤 勝 則	今 川 雄 策
	佐 藤 清 徳	品 田 尚 孝	和 田 照 男	大 島 英 世
	星 名 建 市	鈴 木 征 久	井之上 哲 夫	有 山 充 剛
	松 山 玲 子	窪 田 包 久	田 畑 裕 明	押 野 稔 明
	吉 田 真 士	福 崎 紀 夫	白 鳥 孝 太	内 海 信 秀
	河 合 満 男	太 田 正 隆	田 坂 幾 博	中 山 泰 道
	藤 本 百 男	疋 田 進 一	二 階 俊 雄	出 西 弘 勉
	福 代 秀 洋	原 憲 一	岸 田 文 治	瀧 川 有 二
	井 川 龍 二	大 野 敬 太 郎	穂 岡 謙 治	山 本 宗 弘
	鬼 木 誠 臣	大 坪 泰 生	尾 野 一 男	小 早 川 正 人
	三 浦 正 彰	押 川 尚 久	中 原 重 信	中 村 浩 一
	西 崎 隆 行	藤 田 善 也	河 越 安 実 治	川 島 長 男
参 与	岩 崎 岑 夫	神 崎 征 治	東 山 直 己	大 崎 悦 典
	西 川 良 夫	村 山 俊 次	河 本 英 昌	奥 村 増 夫
	津 田 茂 宏	西 澤 健 一	森 田 昌 逸	桑 野 仁 之
	小 森 道 聡	川 上 光 男	出 原 新 夫	小 西 信 徹
	吉 川 元 造	川 添 利 雄	竹 内 達 哉	不 破 徳 治
	一 伊 達 統 彦	南 川 喜 代 和	久 田 哲 太 朗	森 田 展 三
	山 本 直 啓 次 郎	前 田 康 重	稲 田 庄 省 之	鈴 村 重 誠
	南 林 茂 松 道	高 木 忠 明 夫	二 橋 口 好 信 人	川 南 田 杉 厚
	大 喜 多 健 吾	高 古 澤 崎 あゆみ	谷 福 平 岩 茂	



森山田市吉和浅澤本仲岡中高海福高松吉地田北福前小長前平川杉伊八井先我南合	野添郷木坂田居持谷田村東井木里村濃野田川林吹木成孫川田	才裕正徹豐藏笑明久彦男亮三郎和子恵子和昭司夫宏一善明宏昇郎人薫士美等宏	治司正徹豐藏笑明久彦男亮三郎和子恵子和昭司夫宏一善明宏昇郎人薫士美等宏	小久大西井辻小西中中泉高西清澤磯清橋井武筭川青本森吉青西中遠服野森田浮	林保橋澤上梶村堀川本村水本部水本花田島谷田野藤部村中田	靖雅保由英昌要智儀靖純鉄長亜大悟春基達利茂信昭元利友登中豊	英則治男均幸巳一郎之一了史次俊希粹史美裕貴郎章弘之吾守仁雄嗣覚郎子美歩史	田上竹安田鈴中中石森野福関藤廣藍高高今尾山松伊小横長奥藤西山中田小北三	畑田内田井中村江橋野田井原田部取木西中本原島井瀬野井垣元島中辻村輪	太宜典高丈則和滋幸信久健克真誠亜拓一道德猛康正直三和宏美香詩寿嘉隆	郎和子玄三彦広昭一郎雄次己昭造章隆矢也彦涉明徳裕弘久美和徳治織規英隆	山大山西青森藤福井堀曾村森是井吉森村饗土西時仲木藤饗西瀬横土福藤辻中高	本洞中田村山嶋口羽山脇永上見孝庭永村田井下森庭田川江肥田本川谷橋	貴共一耕和孝鉄明美み憲道伸佳孝一陽美孝泰眞裕政浩茂明緑敏	志一志康恭司兵男津代ゆき司明二徹宙郎大基俊弥晶子宗晃男二剛海則資雄晶宏郎夫
--------------------------------------	-----------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-----------------------------	-------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	-------------------------------------	----------------------------------	------------------------------	---------------------------------------

若 吉 浩 二	片 岡 秀 之	河 井 昭 成	原 陽 一
稲 田 優	武 田 正 大	吉 川 彰 治	明 石 芳 夫
宮 崎 千 鶴 子	新 木 真 一	清 水 和 廣	園 田 実 乗
木 原 彰 彦	南 川 千 秋	杉 田 信 一	横 井 和 暢
田 畑 泉	羽 田 賢 一	岸 本 久	角 一 朗
北相模 政 和	荒 川 武 仁	金 森 敏 行	野 村 昌 良
河 合 裕 明	太 田 一 郎	黒 川 克 彦	板 垣 裕 之
山 本 陽 一	一 浦 辰 己	杉 田 貢 一	高 松 弘 泰
奥 山 敏 樹	福 井 教 之	荻 下 則 浩	福 西 弘 充
高 岡 良 秀	奥 谷 美 津 子	菊 池 誠 男	田 中 三 男
武 村 彰 誠	黒 川 孝 治	小 傳 良 輝	馬 場 久 昭
岡 村 敏 誠	西 澤 功 雄	宇 野 治 美	藤 木 猛 夫
高 田 正 司	筈 井 昌 彦	小 牧 一 尚 仁	新 野 富 恒 夫
福 井 寿 美 子	西 村 弘 樹	田 中 均 也	今 松 永 恵 美 子
藤 原 浩 美	川 本 航 平	北 野 裕 也	上 田 佐 和
梶 本 花 菜 恵	二 上 勝 友	吉 田 郁 彦	里 内 緑 子
高 倉 直 子	福 井 靖 茂	西 藤 安 俊 也	高 橋 徹 史
林 龍 史	藤 下 和 行 也	武 筈 井 高 敏 彦	沖 林 脇 辰 郎
池 田 あ づ さ	川 端 和 繁 明 士	筈 神 宮 井 上 野 水	北 猪 赤 鵜
嶋 本 秀 彦	高 田 那 大		
西 谷 牧 今			
岡 津 覚			
岡 本 友 章			
重 森 勇 二			
野 崎 良 樹			
鈴 木 俊 一			
瀬 戸 山 章			
佐 々 木 幸 治			
木 田 京 子			
倉 俣 徹 裕			
上 村 知 十 郎			
佐 子 完 洋 介			
五 嶋			
	加 藤 誠 一	木 村 進	北 川 修
	新 庄 貴 史	野 洲 好 範	
	磯 谷 理 義	西 田 康 弘	石 井 延 明
	神 谷 和 宏	八 田 祥 孝 彦	松 田 圭 司
	亀 田 正 隆 子	杉 本 義 真 美	谷 田 藤 博 恵
	鈴 木 優 理 夫	岩 崎 水 陽 一	佐 藤 村 善 則
	岡 田 利 泰 弘	清 城 口 直 哉	川 越 節 夫
	鈴 木 西 田	赤 井 小 林 敬 一 郎	馬

委 員 長
副 委 員 長
委 員



河村修司	高森浩	衣笠岑雄	奥野進
加藤佳子	網千鶴子	嶋本敏明	堀内孝雄
中嶋佐智美	藤澤光汰	中島晋	小傳良寛
遠藤麻美	松村圭	栗田優子	勝馬由起
平田正二	加藤弘明	中田和秀	武孝直子
國松広美	宮下茂久	森康夫	北川照美
北出みつ子	戸知谷俊治	岸田吾一	飯尾正人
矢野廣意	奥村恭弘	岡雅則	打谷桂子

競技役員

(順不同・敬称略)

競技委員長 重 森 勇 二

競技副委員長

(成年男子) 鈴 木 俊 一 加 藤 誠 一 小 林 敬一郎

(成年女子) 瀬戸山 章 澤 本 長 俊 前 田 知

(少年男子) 磯 谷 理 義 小傳良 輝 男

(少年女子) 松 田 和 弘 西 川 良 夫 那 良 明

総務委員長

(成年男子) 久 下 知 宏 上 野 聖 一

(成年女子) 前 田 知

(少年男子) 井 口 直 哉

(少年女子) 持 田 大 輔

総務副委員長

(成年男子) 藤 田 睦 子 磯 部 實

(成年女子) 衣 笠 岑 雄

(少年男子) 関 根 秀 夫 梅 村 すぎ子

(少年女子) 北 川 照 美

総務主任

(成年男子) 富 田 初 代 國 松 重 子 大 橋 理恵子

(成年女子) 田 崎 京 子 世 古 知 子 廣 畑 夕美子 清 水 リ 力

(少年男子) 奥 村 恭 弘 土 肥 浩 資 川 上 建 一 中 出 幸 宏

(少年女子) 西 浦 澄 子 奥 原 景 子

審 判 長 神 谷 和 宏

副 審 判 長 中 田 和 秀

(成年男子) 水 野 直 輝 平 田 正 二

(成年女子) 足袋拔 豊 松 小八木 辰 男

(少年男子) 真 鍋 朗 喜 多 博

(少年女子) 小 牧 司 加 藤 弘 明

審 判 主 任

(成年男子) 久 保 九二雄 杉 田 勝

(成年女子) 石 地 順 一 榛 葉 真理子

(少年男子) 石 本 隆 堀 尾 充 輝

(少年女子) 北 出 みつ子 清 水 美由紀



審判員

(成年男子)	相良浩志 高橋信孝 小串達夫 藤居祐司	米川元章 三栖偉弘 武本健二 北林節郎	鈴木崇司 大橋一広 吉川喜代司 松下隆之	梶浦友浩 鹿野貴史 白子篤
(成年女子)	井口佑太 細木俊輔 落合由美子	平耕二 村上久和 山内智江	土田恵三 酒井誠 志治勝三	舟川菜穂子 中山貴博 金井武峰
(少年男子)	宮脇昭介 塚本竜 大西昭志 山口寿雄	馬場正範 高橋和義 平井俊次	後藤正好 上野眞 西村武徳	伊藤清勝 梅谷佳史 小谷昇
(少年女子)	岩本明 三宅博幸 山田香奈子	千代恭平 佐々木恵子 山崎登	宮木章 山本光多 中西智子	石井貞温 若山さつき 水辰也

記録長

副記録長

(成年男子)	遠藤正人	久郷修平
(成年女子)	五嶋洋介	河村修司
(少年男子)	安東文雄	倉田弘善
(少年女子)	田中都	山根浩明

記録主任

(成年男子)	本部享	奥田健二
(成年女子)	村田文敏	芝田洋子
(少年男子)		飯田俊雄
(少年女子)		藤田紀世

記録員

(成年男子)	遠藤正人 五嶋洋介 安東文雄	久郷修平 河村修司 倉田弘善	西田秀子 幸野可采 山本真咲	香川幸美 山田佑樹 高橋陽香
(成年女子)	田中都 本部享 村田文敏	山根浩明 奥田健二 芝田洋子	畑陽子 山中信子 山中茂久	大塚和久 木山きよみ

(少年男子)	北山千代	岩本昭雄	岡田ちず子	飯田しのぶ
	柴野恭子	川居結衣子	内田幸代	田中神優
	木村明美	岡村昭衣	伏黒香苗	森川由里子
	奥田直子			

(少年女子)	平井名敏子	佐藤眞里子	泉美起	岡孝司
	高垣秀雄	池田由紀子	百崎真里	宮本邦江
	井口湊翔	木村浩	高畑友美	

球場主任

(成年男子)	西敦生	籠谷崇広
(成年女子)	高森浩	戸知谷俊治
(少年男子)	小傳良寛	中出幸宏
(少年女子)	中西泰弘	井本久雄

球場委員

(成年男子)	越智弘文	真野秀之	西村友佑	塚本良隆
	若林和男	柴原惇志	永田博之	中村宏和
	菅谷文夫	山本佐千夫	木津剛	
(成年女子)	澤清子	小八木康代	吉田優圭	白子美和
	堀田美央	松本剛	谷重幸	狩野由香里
	宮嶋あゆみ	大貫克也	山本翔輝	田中崇雄
	辻本慎次			

(少年男子)	藤元和浩	杉浦弘樹	越智昭博	中村真紘
	堤豊通	田淵信良	川嶋祥吾	小島功
	港弘好	小傳良創	角田信幸	高木健太
	中野麻紀子	福永正和	今井雄飛	吉原歩
(少年女子)	森井富造	徳永文一	橋口薩雄	小浦進
	馬越節夫	奥野進	新野良太	園田一朗
	津田耕二	北脇正俊	田中順太郎	伊東昭
	岸田吾一	小松駿秀	原田翔	高橋哲平
	奥村淳二			

放送主任

(成年男子)	山本みどり
(成年女子)	國松広美
(少年男子)	中村由美香
(少年女子)	北林知佳子
	森本佐知子



放送委員

(成年男子)	中江尚子	染谷由梨	三家菜穂子	田中奈緒美
(成年女子)	石井多美子	森田知恵美	中江春美	
(少年男子)	玉利知子	矢島由佳	中島千佳	摺本志保

深見湖都

(少年女子)	勝馬由紀	石岡愛	小林美穂子	
--------	------	-----	-------	--

練習会場主任

(成年男子)	小倉繁雄			
(成年女子)	前田順平			
(少年男子)	奥村恭弘			
(少年女子)	三宅和夫			

練習会場委員

(成年男子)	澤田喜一郎	永田博之	中村宏和	菅谷文夫
	山本佐千夫			
(成年女子)	谷重幸	狩野由香里	松本剛	
(少年男子)	土肥浩資			
(少年女子)	徳永久	岡本平	田中政章	深山勅善

報道主任

報道委員

式典主任

式典委員

接待委員

総合成績計算委員長

総合成績計算委員

佐子完十郎	馬越節夫	奥野進	
倉田弘善			
関根秀夫	北川照美	前田知	
梅村すぎ子	川上建一	西浦澄子	奥原景子
廣畑夕美子	清水リカ	井口直哉	村瀬聖子
西川良夫	持田大輔		
遠藤正人			
五嶋洋介			

競技補助員

(順不同・敬称略)

協力学校	滋賀学園高等学校	甲西高等学校	八日市南高等学校	北大津高等学校
	幸福の科学学園関西中学校・高等学校	高島高等学校	虎姫高等学校	草津東高等学校
	八幡商業高等学校	国際情報高等学校	大津高等学校	大津商業高等学校
	滋賀短期大学付属高等学校	水口高等学校	比叡山高等学校	石山高等学校

競技会係員

成年男子	わたSHIGA輝く国スポ東近江市実施本部係員
成年女子	わたSHIGA輝く国スポ高島市実施本部係員
少年男子	わたSHIGA輝く国スポ草津市実施本部係員
少年女子	わたSHIGA輝く国スポ守山市実施本部係員

競技会補助員

成年男子	東近江市一般ボランティア
成年女子	高島市一般ボランティア
少年男子	草津市一般ボランティア
少年女子	守山市一般ボランティア 守山市スポーツ推進委員会



協力機関・団体等

(順不同・敬称略)

【成年男子】

協賛企業・団体

株式会社ホンダオートフクナガ

プロ野球 福永裕基選手

プロ野球 茶野篤政選手

一般社団法人 関西ゴルフ連盟

トイボックス

株式会社ニシデン

山 源 製 畳

株式会社ライフテックミツダ

株式会社日吉

株式会社滋賀山下

株式会社チェリオコーポレーション

八 日 市 商 工 会 議 所
チャリティーゴルフコンペ大会

株式会社村田製作所八日市事業所

株式会社寺嶋製作所

中島商事株式会社

株式会社日本技商

株式会社キャリオン

有限会社かねひょう

湖東信用金庫

東近江ロータリークラブ

小川良株式会社

福田金属箔粉工業株式会社

五個荘能登川ロータリークラブ

八日市南ロータリークラブ

株式会社大橙社

株式会社水研設備

サントリーフワーズ株式会社

湖東繊維工業協同組合

能登川ライオンズクラブ

株式会社ツジトミ

株式会社二橋商店

株式会社アプテック

サカモト工房

株式会社マスイ

合同会社ZERO警備

奥 居 匡

株式会社奥田工務店

太 郎 坊 宮

サイクルショップライフ

グリーン近江農業協同組合

滋賀蒲生町農業協同組合

東能登川農業協同組合

湖東農業協同組合

シマノセールス株式会社

株式会社タナベエナジー

一般社団法人がもう夢工房

応援のぼり旗作成

玉 緒 小 学 校

山 上 小 学 校

能登川西小学校

船 岡 中 学 校

御 園 小 学 校

五個荘小学校

能登川南小学校

永源寺中学校

八日市南小学校

愛東南小学校

能登川北小学校

五個荘中学校

箕 作 小 学 校

愛東北小学校

蒲生東小学校

愛 東 中 学 校

八日市北小学校

湖東第一小学校

蒲生西小学校

湖 東 中 学 校

八日市西小学校

湖東第二小学校

蒲生北小学校

能登川中学校

布 引 小 学 校

湖東第三小学校

玉 園 中 学 校

朝 桜 中 学 校

市 原 小 学 校

能登川東小学校

聖 徳 中 学 校

花いっぱい運動

玉 緒 小 学 校

布 引 小 学 校

湖東第一小学校

御 園 小 学 校

五個荘小学校

蒲生西小学校

八日市南小学校

愛東南小学校

箕 作 小 学 校

愛東北小学校

クリーンアップ運動

子育てスタジオPIECE

コムスポ∞ジュニアバドミントン

東近江市スポーツ推進委員協議会

東近江市シルバー人材センター

夢 事 業

レイラック滋賀FC

東近江バイオレッツ

ア ン バ サ ダー

レイラック滋賀FC

東近江バイオレッツ

小 梶 孝 行

イベント協力

世界風博物館東近江大風会館

東近江大風保存会

一般社団法人がもう夢工房

東近江市スポーツ推進委員協議会

東近江市スポーツ協会

八日市高等学校書道部

東近江市スポーツ少年団

競 技 会 場 ・ 用 具 協 力

京セラ株式会社滋賀東近江工場

滋賀学園高等学校

長 野 県

協 力 学 校	八日市高等学校 八幡商業高等学校 八幡高等学校	八日市南高等学校 大津高等学校 日野高等学校	能登川高等学校 瀬田工業高等学校 びわこ学院大学	滋賀学園高等学校 八幡工業高等学校
---------	-------------------------------	------------------------------	--------------------------------	----------------------

【成年女子】

協賛企業・団体	滋賀日産自動車株式会社 株式会社プロクリーン 杉橋建設株式会社 株式会社ホリゾン 高島ライオンズクラブ SUPER CENTER PLANT 高島店	清水興業株式会社 大塚製薬㈱京滋北陸支店大津出張所 株式会社中田運送 株式会社桑原組 株式会社大山建設	ソエダ株式会社 農事組合法人マキノ町果樹生産組合 不二電機工業株式会社 高島鋁建株式会社 レーク滋賀農業協同組合	株式会社ヨシダヤ ナカショウ株式会社 有限会社とも栄菓舗 八田建設株式会社 株式会社澤村
---------	---	---	--	--

応援のぼり旗作成	市 内 小 学 校 マキノ東小学校 今津北小学校 青柳小学校 新旭北小学校	マキノ西小学校 朽木東小学校 本庄小学校	マキノ南小学校 朽木西小学校 高島小学校	今津東小学校 安曇小学校 新旭南小学校
----------	---	----------------------------	----------------------------	---------------------------

市 内 中 学 校 マキノ中学校 高島中学校	今津中学校 湖西中学校	朽木中学校	安曇川中学校
------------------------------	----------------	-------	--------

花いっぱい運動	市 内 小 学 校 マキノ東小学校 今津北小学校 青柳小学校 新旭北小学校	マキノ西小学校 朽木東小学校 本庄小学校	マキノ南小学校 朽木西小学校 高島小学校	今津東小学校 安曇小学校 新旭南小学校
---------	---	----------------------------	----------------------------	---------------------------

市 内 中 学 校 今津中学校	朽木中学校	安曇川中学校	高島中学校
--------------------	-------	--------	-------

市内有志の皆様

【少年男子】

応援のぼり旗作成	志津小学校 渋川小学校 玉川小学校 笠縫東小学校 老上中学校 草津高等学校 綾羽高等学校	志津南小学校 矢倉小学校 南笠東小学校 常盤小学校 玉川中学校 草津東高等学校 光泉カトリック高等学校	草津小学校 老上小学校 山田小学校 高穂中学校 新堂中学校 湖南農業高等学校 老上子ども記者クラブ	草津第二小学校 老上西小学校 笠縫小学校 草津中学校 松原中学校 玉川高等学校
----------	--	---	---	--



大会実施要項 総 則

開催の趣旨

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

滋賀県で開催する第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」は「湖国の感動 未来へつなぐ」をスローガンに掲げ、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、すべての人が様々な場面で主役として光り輝くとともに、大会を通じて湖国滋賀で生まれた夢や感動、連帯感が、大会に関わるすべての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれる大会を目指して開催する。

実施方針

1 実施競技

(1) 正式競技（37 競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

(2) 公開競技（7 競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビクス

(3) デモンストレーションスポーツ（26 競技）

インディアカ、ウォーキング、ウォーキングフットボール、小倉百人一首競技かるた、カローリング、還暦軟式野球、キンボールスポーツ・レクリエーション、里湖で地域を結ぶウォーキング、スポーツウエルネス吹矢、スポーツ鬼ごっこ、スポーツ拳法、スポーツチャンバラ、スリースマイルゴルフ、スローイングビンゴ、ソフトバレーボール、ネットでポンポイ、ノルディック・ウォーク、ひこねスーパーカロム、ビリヤード、フットサル、マリンスポーツフェスティバル、ミックスバレーボール、モルック、ユニカール、ユニホック、ラジオ体操第3（初代・二代目）

(4) 特別競技（1 競技）

高等学校野球

2 会期および会場地

(1) 正式競技・特別競技（15 市、4 町：計 19 市町）

会 期	会 場 地
2025年 9 月28日（日） ～10月 8 日（水） 〔11日間〕	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、大阪府豊能郡能勢町、兵庫県三木市
2025年 9 月 6 日（土） ～ 9 月15日（月） 〔10日間〕	大津市、長浜市、草津市 ※ 水泳、体操、バレーボール（ビーチバレーボール）競技会は上記会場地で実施
2025年 9 月21日（日） ～ 9 月25日（木） 〔5 日間〕	東近江市、京都府向日市 ※ 自転車（トラック・レース、ロード・レース）競技会は上記会場地で実施

(2) 公開競技（7 市：計 7 市町）

会 期	会 場 地
2025年 8 月23日（土） ～ 9 月21日（日）	長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市

(3) デモンストラレーションスポーツ（13 市、1 町：計 14 市町）

会 期	会 場 地
2025年 4 月12日（土） ～ 9 月14日（日）	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、多賀町

(4) 文化プログラム

文化プログラムの実施については、「文化プログラム実施基準」に基づき、2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの期間で、原則として、県内市町で開催する。

3 競技方法

各競技別実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査およびアンチ・ドーピング教育活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」および別に定める「国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民スポーツ大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が 18 歳未満の場合、本人の署名および親権者の署名がある同意書を所持すること。



5 参加資格、所属都道府県および選手の年齢基準

選手および監督の参加資格、所属都道府県および選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第 79 回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県および年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手および監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理および難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍する学生または生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に 1 年以上在籍していること。

b 「出入国管理および難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」または「定住者」に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理および難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)b について、大学および専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理および難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手および監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）とスポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 2023 年開催の特別大会または第 78 回大会（都道府県大会およびブロック大会を含む）において選手または監督として参加した者は、次の場合を除き、2023 年開催の特別大会または第 78 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚または離婚に係る者

[注] a および b は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5 「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

e 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記 6 「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
 - b 結婚または離婚に係る者
 - c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）
- [注] a から c は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。
- d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）
 - e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）
 - f 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記6「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手および監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会および本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手および監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 選手、監督ならびに本部役員帯同のスポーツドクターおよびアスレティックトレーナーは、大会参加前の1年以内に公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国スポ本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。

ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。

- (ア) 都道府県大会およびブロック大会に参加し、これを通過した者であること。
- (イ) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。
- (ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ケ 上記のほか、監督については日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 勤務地
- (ウ) ふるさと（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）
- (ウ) 勤務地
- (エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校



の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2025年4月30日以前から本大会終了時（2025年10月8日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、または通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

- a 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- b 別記5「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記6「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者
- b 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記5「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- d 別記6「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、2007年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、2007年4月2日から2010年4月1日までに生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2025年4月1日を基準とする。

イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2010年4月2日から2011年4月1日までに生まれた者）とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会および当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

(1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）および女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。

		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
種別	4 人以下	24 点	21 点	18 点	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
	5 人以上 7 人以下	40 点	35 点	30 点	25 点	20 点	15 点	10 点	5 点
	8 人以上	64 点	56 点	48 点	40 点	32 点	24 点	16 点	8 点
種目	—	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

〔注〕 「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は 10 点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。

ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

(3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表彰

(1) 冬季大会および本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第 1 位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。

(2) 冬季大会および本大会で実施した全正式競技の男女総合成績および女子総合成績の第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(3) 各正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。

(4) 各正式競技の男女総合成績および女子総合成績の第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(5) 各競技の各種別および各種目などの第 1 位から第 8 位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものを都道府県用に 1 枚、さらにその都道府県名と個人名を記載したもの、または都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

(1) 参加申込

都道府県スポーツ協会会長（代表者）および競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会またはブロック大会において選抜された者および公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込みものとする。

(2) 参加申込締切

参加申込は、定められた締切日までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。なお各競技別実施要項の「参加申込方法」を併せて確認すること。

(3) 参加申込締切日



締 切 日	競 技
2025 年 8 月 20 日 (水) 【12 競技】	水泳、ローイング、バレーボール（ビーチバレーボール）、体操、レスリング、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
2025 年 9 月 4 日 (木) 【27 競技】	陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、バレーボール（6人制）、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、高等学校野球

(4) 参加申込様式

参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。

(5) 公開競技の参加申込

公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。

(6) 選手の交代

参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により次のア～ウ宛に届け出なければならない。

ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局

イ わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

ウ わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ各競技会場地市町実行委員会事務局

なお、日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

10 大会参加負担金

(1) 大会に参加選手団（視察員を除く）を派遣する都道府県スポーツ協会は、大会参加負担金を納入する。一人当たりの大会参加負担金の額は下記のとおりとする。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	3, 0 0 0 円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	6, 0 0 0 円

〔注〕 地震、風水害、感染症およびその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金を行わない。

(2) 大会参加負担金は、都道府県スポーツ協会に取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限 2025 年 9 月 5 日（金）

イ 納入先 みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729
公益財団法人日本スポーツ協会

11 宿泊申込

大会参加者は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込む。

12 都道府県選手団本部役員編成

(1) 都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。

ア 参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督および総務ほか、計 20 名以内とする。

イ 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合は、団長、総監督および総務ほか、計 15 名以内とする。

ウ 参加選手 300 名未満の場合は、団長、総監督および総務ほか、計 10 名以内とする。

(2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。

(3) 上記(1)および(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。
なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

(4) 上記(1)および(2)による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。

なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

(5) 都道府県選手団本部役員の 1 日あたりの編成人数については、上記(1)および(2)による人数を上限とする。

(6) 都道府県選手団本部役員の参加申込は、2025 年 9 月 4 日（木）までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

13 視察員

(1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、2026 年以降の国民スポーツ大会の開催が決定または内定している県については、青森県 100 名以内、宮崎県および長野県 60 名以内、群馬県および島根県 40 名以内とする。

(2) 都道府県の視察員の参加申込は、2025 年 9 月 4 日（木）までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

14 AD カードの交付

都道府県選手団、公開競技に参加する選手・監督および役員、大会役員・競技会役員および競技団体が指定した競技役員、大会主催者および競技会主催者が認めた者には AD カード (Accreditation Card) を交付する。

15 参加上の注意

(1) 大会期間中は、交付された AD カードを携帯しなければならない。

(2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民スポーツ大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。



16 個人情報および肖像権に関わる取り扱い

日本スポーツ協会、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ各競技会場地市町実行委員会および国民スポーツ大会実施競技中央競技団体（以下「国スポ関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報および肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取り扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国スポ関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

(ア) 総合プログラムおよび競技別プログラムへの掲載

(イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介

(ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載

(エ) 大会関連ホームページへの掲載

(オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

(ア) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が設置する記録本部を通じた公開

(イ) 国スポ関係機関・団体および報道機関等による新聞・雑誌および関連ホームページ等への掲載

(ウ) 国スポ関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載

(エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝および上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取り扱い

ア 写真

国スポ関係機関・団体またはこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国スポ関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国スポ関係機関・団体またはこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映およびインターネットによって配信されることがある。また、DVD 等に編集され、販売・配付されることがある。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国スポ関係機関・団体と大会に関する契約をしている者および大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

17 都道府県大会およびブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会および中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会および中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込み。

なお、参加は1人1競技に限る。

- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民スポーツ大会参加申込システムにより行い、様式は日本スポーツ協会および当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。

- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

- (7) 競技運営に差し支えない限り、滋賀県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

18 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会および都道府県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民スポーツ大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会および本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員ならびにその他選手団役員とする。

- (2) 大会参加の都道府県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（一人あたり1,000円）を、日本スポーツ協会に納入する。

- (3) 納入締切日および納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県スポーツ協会へ



通知する。

19 わた SHIGA 輝く国スポの取組

(1) 環境に配慮した大会の実施

スポーツの楽しさや感動を分かち合うとともに、滋賀県に受け継がれている身の回りの生活から自然環境を考える取組を県民や企業、大会に関わるすべての参加者が実践することで、「人と人、人と地域、人と自然」の繋がりを深めることができるよう取り組む。

(2) おもてなしと滋賀の魅力発信

豊かな自然や歴史、文化、芸術、祭り、伝統芸能、特産品などの地域資源、湖上スポーツをはじめとした滋賀ならではのスポーツ環境など、滋賀の魅力を発信し、来県者が滋賀での滞在を楽しむことができるよう取り組む。

(3) 誰もが主役として輝ける取組の推進

年齢や性別、障害の有無などを問わず、誰もが一層身近にスポーツを楽しむことができる環境をつくり、誰もがボランティアや大会関連行事等に積極的に参加できる環境をつくるなど、それぞれのスタイルで「する」「みる」「支える」の体験ができる大会となるよう取り組む。

20 その他

(1) 参加申込および宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、または、参加負担金が定められた納入期限までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。

(2) 大会運営にあたり、選手・観客・大会関係者への安全を最優先に配慮し、気象状況・感染状況・交通状況・テロ行為等の各種災害に伴い、安全確保が見込めないと主催者が判断した場合は、主催者の指示に従うものとする。また、安全確保のために、参加申込システムに登録された以外の個人情報を取得する場合がある。取得した情報については、目的以外に利用しない。

(3) その他の事項については、国民スポーツ大会開催基準要項および同細則による。

別記 1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」

1 成年種別年齢域の選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号および第10項第4号（参加資格および年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

- (1) 居住地を示す現住所
- (2) 勤務地
- (3) ふるさと

2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者および「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。ただし、「日本国籍を有する者および『永住者』」に該当しない者であっても、当該大会年の4月30日（冬季大会は前年の4月30日）以前から本大会終了時（冬季大会は各競技会終了時）まで継続的に日本に滞在している場合は、本制度を活用できるものとする。なお、やむを得ない事情により、一時的に日本を離れる場合は、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。

4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。

5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。



別記２ 「『一家転住等』に伴う特例措置」

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第３項－(1)－1)－③）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記２(1)の場合は転居元、下記２(2)の場合は転居先が属する都道府県スポーツ協会および都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県スポーツ協会および都道府県競技団体は、下記２(1)の場合は転居先、下記２(2)の場合は転居元が属する都道府県スポーツ協会および都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号および第10項第4号（参加資格および年齢基準等）〕および別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項-(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-2)-②に定める「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項-(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項-(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] 本特例第1項-(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

5 その他

中央競技団体が国際競技力向上施策として独自に実施するアカデミー事業については、当該中央競技団体からの申請を踏まえ、当該事業の内容が JOC エリートアカデミーに準拠し実施されていることが、公益財団法人日本オリンピック委員会により確認された場合に限り、当該事業を本特例の対象に加えることができる。



別記4 「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第33回オリンピック競技大会（2024年・パリ）に参加した者。
 - (2) 2025年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者
 - ア JOC オリンピック強化指定選手
 - イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者
 - ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手
- ※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会およびブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手またはチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」または「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2025年4月30日以前から大会終了時（2025年10月8日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、または自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2025年4月30日以前から大会終了時（2025年10月8日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記5 「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況および影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手および監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2025年4月30日以前から大会終了時（2025年10月8日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手および監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、2023年開催の特別大会または第78回大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2025年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」および「学校所在地」として参加を希望する者について



は、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 78 回大会または第 79 回大会に参加した者が、第 80 回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

- ＜例＞
- 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
 - 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合
 - 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度から2012年度（小学校は2015年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

別記6 「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況および影響等を総合的に勘案し、新潟県、富山県、石川県、福井県の4県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手および監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2024年1月1日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2025年4月30日以前から当該大会終了時（2025年10月8日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手および監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、2023年開催の特別大会または第78回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2024年1月1日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2025年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

〔注〕 「居住地を示す現住所」および「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学して



いる実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 78 回大会または第 79 回大会に参加した者が、第 80 回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

- ＜例＞
- 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
 - 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合
 - 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2024年度から2025年度（小学校は2028年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。